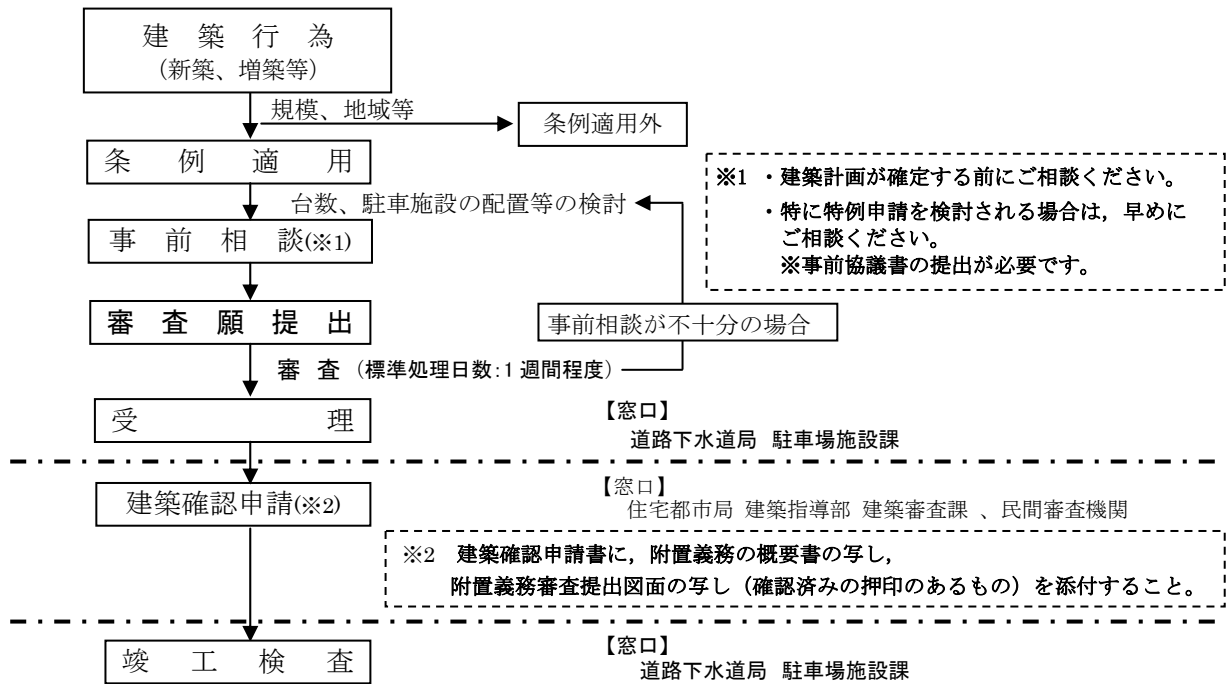


■ 附置義務駐車施設・自転車駐車場に関する申請手続き等について

○手続きの流れ

『福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例』及び『福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例』（建設奨励については別途定めるところによる）の適用を受ける場合の申請手続きの流れは、おおむね以下の通りになります。



○提出書類

種類	自動車の附置義務	自転車の附置義務
書類	a. 「建築物における駐車施設の附置に関する審査願」 b. 「自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書」 c. 「附置義務台数算定調書」 d. 確認申請書（正）の写し（1面から3面まで） e. 位置図（1/5,000程度のもの） f. 図面（配置図、求積図、各階平面図、） 以下の※1、※2、※3、※4は必要に応じて添付 ※1 車いす利用者駐車施設が必要な場合 ・福祉のまちづくり条例協議済証の写し ※2 特殊駐車装置を申請する場合 ・特殊駐車装置認定申請書 ・認定書（国土交通省印付）の写し ・駐車装置の詳細図面 （認定番号、収容車寸法等が確認できるもの） ※3 特例措置を申請する場合（隔地） ・駐車施設附置場所等特例申請書 ・駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書の写し ・特例先駐車場の図面、担保性を確認する書類 （字図、登記簿、契約書の写し等） ※4 特例措置を申請する場合（低減） ・公共交通利用促進計画書 ・公共交通利用促進計画 事前協議回答書の写し ・公共交通利用促進計画の実施内容の詳細を示す資料	a. 「自転車等駐車場の附置に関する審査願」 b. 「自転車等駐車場設置（変更）届出書」 c. 「自転車等駐車場の附置に関する審査願概要書」 d. 「附置義務台数算定調書」 e. 確認申請書（正）の写し（1面から3面） f. 位置図（1/5,000程度のもの） g. 図面（配置図、店舗求積図、各階平面図、駐輪場構造図）
部数	1部	1部

【問い合わせ】福岡市 道路下水道局 駐車場施設課 TEL(092)711-4443 FAX(092)733-5591

窓口受付時間 月・火・木・金 10:00~12:00 13:00~16:00 注)本庁舎閉庁日は除く
※水曜日は現地調査等のため受付していません。

詳しくはホームページをご覧ください。

福岡市 附置義務

検索